

TEDxGlobisU パートナー規約

主催団体 TEDxGlobisU運営事務局（代表者 杉井 雄汰）（以下、「主催団体」といいます。）と、パートナー企業は、主催団体が非営利団体「TED」（本部所在地 米国ニューヨーク州）からライセンスを受け2020年9月20日に開催予定のオンライン講演会イベントである「TEDxGlobisU」（以下、「本件イベント」といいます。）にパートナー企業が協賛（以下、「本件協賛」といいます。）をするにあたり、本規約により主催団体とパートナー企業との間の権利義務関係を定めるものとします。

第1条（本規約の目的・パートナー契約の成立）

1. 本件協賛に関するパートナー契約（以下「本契約」といいます。）は、「Ideas Worth Spreading; 価値あるアイデアを広める」というTEDの精神に基づき開催される本件イベントをパートナー企業が支援するとともに、パートナー企業が当該TEDの精神に賛同する革新的な企業であることを本件イベントにおいて主催団体がPRすることにより、相互発展を図ることを目的とします。
2. 主催団体が設ける本件協賛受付を目的とするウェブサイト（本件イベント公式サイト、及び「Peatix」等を含み、以下「申込ウェブサイト」といいます。）において、パートナー企業が本件協賛を申込み、主催団体がパートナー企業に対し承諾する旨通知することにより、本契約が成立するものとし、本契約成立以降双方に本規約が適用されるものとします。

第2条（協力内容）

1. 主催団体は、本件イベント内で表示されるスライド、公式サイト、本件イベント開催後に行うYouTubeへの動画掲載、及びその他の媒体へのパートナー企業ロゴマークの無償掲載等、パートナー企業のPR活動を行い、また無料チケットの提供等の特典を与えるものとします。なお、主催団体の当該PR活動は、TEDの定めるガイドライン（<https://www.ted.com/participate/organize-a-local-tedx-event/before-you-start/tedx-rules>）（以下、「本件ガイドライン」といいます。）に従うものとします。
2. パートナー企業は、自らが本件イベントのパートナー企業である旨を宣伝・告知等を行うことができます。
3. 前項に定める宣伝・広告等に関し、主催団体は、パートナー企業に対し、「TEDxGlobisU」の商標、ロゴマーク、本件イベントに関する写真その他の媒体等を無償で使用することを許諾します。なお、本件ガイドラインに基づき、当該使用許諾の対象に「TED」の商標ロゴマークは含まれないものとします。
4. パートナー企業は、本条第2項に定める宣伝広告等を行った場合、主催団体に報告するものとし、当該宣伝広告が本件ガイドラインに抵触する場合等は、双方協議を行ったうえで、宣伝広告内容の修正等適切な対応を行うものとします。
5. 本条第2項に定めるパートナー企業による自社宣伝広告の他、主催団体は、

パートナー企業の求めに応じ、メール又は本イベントのソーシャルメディアアカウントにより、パートナー企業のサービスその他の情報を顧客に対し提供するものとします。但し、当該提供情報について、主催団体が内容の修正又は提供回数の制限を必要と判断した場合、双方協議のうえ、主催団体が定めることができるものとします。また、当該情報提供の実施期間は、主催団体が別途認める場合を除いて、本件イベント終了までとします。

第3条（本件協賛金）

1. パートナー企業は、主催団体に対し、本件協賛金として、申込ウェブサイトにおいて選択した金額を、第1条第2項に定める本契約成立後翌月末までに支払うものとします。
2. パートナー企業が支払方法として銀行口座振込を選択する場合、振込に係る手数料はパートナー企業の負担とします。

第4条（主催団体の運営権・責任）

1. 主催団体は、パートナー企業に対し事前に伝えた本件イベントの内容（開催日時、想定参加人数、登壇するプレゼンターの選定、講演内容を含むがこれに限らない。）を保証するものではなく、また、自らの判断により変更できるものとします。
2. ネットワーク障害及びその他の不可抗力事由により、本件イベントの円滑な開催が実現できなかった場合、主催団体は代替日程の変更等合理的な努力を行うものとするが、パートナー企業に対し一切責任を負わないものとします。
3. 主催団体は、本規約に定めのある場合を除き、パートナー企業が本規約に関連して損害を被った場合、その損害を賠償するものとします。

第5条（機密保持）

主催団体およびパートナー企業は、本契約に関連して知り得た相手方の営業上、技術上その他一切の情報（以下、「秘密情報」といいます。）を秘密として保持し、相手方の書面による事前の承諾なしに第三者に開示または漏洩してはならないものとします。但し、次の各号のいずれかに該当する情報および法令により開示義務を負う場合についてはこの限りではない。

- (1) 本契約に関連して知り得る以前に既に保有していた情報
- (2) 本契約に関連して知り得る以前に既に公知である情報、もしくはその後自己の責によらず公知となった情報
- (3) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負わされることなく入手した情報

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 主催団体およびパートナー企業は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、「反社会的勢力」といいます。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者で

はないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 主催団体またはパートナー企業は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。
 - (1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき
 - (2) 相手方の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
 - (3) 相手方が反社会的勢力を利用していると認められるとき
 - (4) 相手方が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - (5) 相手方または相手方の役員もしくは相手方の経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
 - (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第7条（契約の解除）

1. 主催団体およびパートナー企業は、相手方に次のいずれかの事由が生じた場合、何らの通知・催告なくして、本契約の全部または一部を解除することができます。但し、本件イベントが一過性の性質のものであることから、当該解除権は本契約期間中に限り行使できるものとします。
 - (1) 本規約の各条項の一にでも違反したとき
 - (2) その他、主催団体およびパートナー企業間の信頼関係を破壊する行為をしたとき
2. 前項に基づく解除がなされた場合、主催団体は、当該解除日までに支払われた協賛金の全額を、直ちにパートナー企業に返還しなければならない。
3. 本条第1項に基づく解除がなされた場合であっても、解除者は、相手方に対して損賠賠償責任を一切負わないが、相手方に対する損害賠償請求権は失わないものとします。

第8条（契約期間）

1. 本契約期間は、第1条第2項に定める本契約成立日より起算して1年間とします。
2. 前項の定めにかかわらず、本規約終了後も、第2条第4項、第3条、第4条第3項、第5条、第6条、第7条第3項、及び本条第2項第3項の各条項は、本契約終了後も存続するものとします。
3. 本契約期間中にパートナー企業が実施した宣伝・広告について、パートナー企業は、契約終了後も広告物の回収又はウェブサイトにおける削除等を行う必要はないものとします。

第9条（協議）

本規約、その他これに関連して締結された一切の契約に定めのない事項および疑

義のある事項については、主催団体およびパートナー企業協議の上で、信義に従って誠実にこれを解決するものとします。

以上

【TEDxGlobisUパートナー規約（WEB申込版）_20200705】